

情報公開文書

| | |
|------|--|
| 名称 | 低カリウム血症の患者への高濃度カリウム製剤の投与 |
| 診療科等 | 全診療科 |
| 分類 | 適応外使用 |
| 対象者 | 当院で治療を受ける患者で低K血症を呈し、緊急度が高い患者 |
| 承認日 | 2023年8月28日 |
| 対象期間 | 承認後から永続的に使用 |
| 概要 | <p>【目的・意義】</p> <p>重度の低カリウム血症の方や、内服が難しい場合には、注射用カリウム製剤を使用します。そして、その投与基準は添付文書で以下のように定められています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. カリウムイオン濃度として40mEq/L以下 2. 投与速度はカリウムイオンとして20mEq/hrを超えない 3. カリウムイオンとしての投与量は1日100mEq/hrを超えない <p>しかしながら、著しい低カリウム血症では、命にかかわる不整脈を起こすことがあり、急速な補正が必要となります。その際には、上記の用法と比較して高い濃度で多くのカリウムイオンを短時間で投与することがあります。</p> <p>【想定される不利益と対策】</p> <p>急なカリウム補正のため、予想よりもカリウム値が上昇した場合などに、不整脈や心不全をきたす恐れがあるため、心電図モニターを装着して波形の変化に注意します。また、頻回に血清カリウム値を確認し、異常が確認された場合は速やかに減量または中止を検討します。低カリウム血症が改善され次第、用法外でのカリウム製剤の使用は終了し、添付文書で定められた用法へ移行します。</p> |